



News 11月号

News 11月号

☆ 定額減税と年末調整 ☆

2024年の年末調整は、急遽導入された定額減税制度により、従来と異なる対応が求められます。今年には新たな書式変更や申告書の不備によって定額減税が適用されないリスクもあるため、しっかりと準備することが重要です。

■ 年末調整の前に定額減税の再確認

< 定額減税額 >

所得税：(納税者本人+扶養親族)1人当たり3万円

住民税：(納税者本人+扶養親族)1人当たり1万円

< 定額減税対象者 >

① 納税者(従業員)本人：2024年分の合計所得金額1,805万円以下

② 同一生計配偶者：国内居住で、合計所得金額48万円以下の配偶者

③ 扶養親族：国内居住で、合計所得が48万円以下の扶養親族

■ 年末調整での定額減税の手順



■ 年末調整における注意点

基礎控除申告書欄に、「本人定額減税対象」という欄が追加されました。こちらは年末調整を受ける本人の合計所得金額が1,805万円以下であれば定額減税対象という事で✓を入れる形になります。

・「配偶者定額減税対象」という欄が追加されました。こちらは配偶者の合計所得48万円以下かつ年末調整を受ける本人の合計所得金額が1,805万円以下であれば、配偶者についても定額減税の対象ということで✓を入れる形になります。

どちらも✓を忘れると、定額減税の控除が出来ない可能性がある為、記載には注意が必要です。

■ 源泉徴収票の変更点

本年度年末調整を行った源泉徴収票には、摘要欄に下記を記載する事が必要となります。

- ・ 控除した定額減税額
- ・ 控除しきれなかった額
- ・ 「非控除対象配偶者減税有」の文言

2024年6月以降に入社した従業員の方については、年末調整時に定額減税の精算をします。

ご不明点がございましたら、各担当者にご連絡いただきますようお願いいたします。

☆ コラム (飯島のつぶやき) ☆

知覧

先月、法人会の全国大会が鹿児島であったので、延泊をして、知覧に行ってきました。

知覧は、特攻隊が出撃した航空基地があった所。

昭和20年の3月から7月にかけて400人以上の17歳から21歳の若者の命が散っていきました。

知覧には彼らが、両親、妻、兄弟、婚約者に宛てた手紙や遺書が数多く展示されています。また、DVDの上映や語りべが聞ける視聴覚室もあります。

今から9年前に初めて知覧を訪れた時はハンマーで頭を叩かれたような衝撃を受けました。帰りのバスの中まで涙が止まらなかったのを覚えています。

彼らは誰しも、死を恐れるよりも「早く沖縄に行かなければ!」という気持ちが強かったそうです。アメリカ連合軍が沖縄本土上陸を始めたからです。今、自分達が、連合艦隊に体当たりをして沖縄本土上陸を阻止できれば、自分たちの親が助かると思ったからです。その後のことは、つまりその後の日本の将来は、次の世代に託せばいいと思ったのです。

そしてその次の世代とは我々のことです。自分です。9年前、公私ともに辛いことが続き生き延びることが嫌になったことがありました。知覧に行って恥ずかしい思いがして、しっかり生きようと思って帰ってきました。今回も、先人の特攻隊の方から勇気ももらいました。

21歳特攻隊員の残した言葉

なあお前たち知ってるか?牛や馬は「一頭」、鳥は「一羽」、魚は「一尾」とこう数える。なぜか。実は動物の数え方はな「死んだ後に何が残るか?」で決まるんだ。

じゃあ、ここで一つ聞きたい。俺たち人間はどうだ?「一名」。そう、名前だ。俺たち人間は死んでも「名前」は残るんだ。お前たちは自分の大事な大事な「名」に恥じない生き方ができているか?

一回きりの人生。後悔せぬように意識すべきことは、「能力」ではなく「生き方」で、「知識」ではなく「行動」、読むべきものは「空気」でも「本」でもない。「自分の心」だ。

明日人生が終わると思って生きなさい。永遠に生きると思って学びなさい。

それじゃあ、元気に征きます。

今月の一言

『夢や希望は誰でも持てるが、「志」がなければ夢の実現はない』

(東急会長 野本弘文)

持てるだけでもありがたいと思います。